

社会福祉法人白子町社会福祉協議会

紙おむつ給付事業実施要綱

平成 27 年 10 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この要綱は、要介護高齢者等に紙おむつ及び紙おむつ排出用ごみ袋（以下「紙おむつ等」という。）を給付することにより、高齢者等に衛生的で快適な生活環境を提供するとともに、介護している家族等の精神的、経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 紙おむつは予算の範囲内において、会長が定める枚数を毎年 4 月、7 月、10 月及び 1 月の 4 期に分けて現物給付するものとする。

2 給付する紙おむつは、テープ型紙おむつ、パンツ型紙おむつ、尿取りパッドその他これらに類するものとして会長が認めるものとする。

3 紙おむつ排出用ごみ袋は、長生郡市広域市町村圏組合燃えるごみ専用袋（30 リットル用）とし、毎年 4 月に紙おむつ給付対象者 1 人につき 1 年度 50 枚支給するものとする。ただし、年度途中において支給するときは、次の表に掲げる枚数とする。

給付対象者となった月	支給月	紙おむつ排出用ごみ袋支給枚数
4 月、5 月及び 6 月	7 月	30 枚
7 月、8 月及び 9 月	10 月	20 枚
10 月、11 月及び 12 月	1 月	10 枚
1 月、2 月及び 3 月	4 月	50 枚

(対象者)

第 3 条 事業の対象者は、白子町に住所を有しかつ居住する高齢者等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 27 条の規定により、要介護 4 又は要介護 5 の認定を受けた、常時失禁状態にありおむつを使用している者

(2) その他特に会長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象者としな

(1) 介護保険法に規定する特定施設及び地域密着型特定施設に入居している者

(2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者及び他の制度により紙おむつ等の助成を受けている者

(申請及び認定)

第 4 条 紙おむつの給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、紙おむつ給付申請書（別記様式第 1 号）を会長に提出するものとする。

2 会長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審議し支給の可否を決定し、紙おむつ給付（却下）通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するとともに給付を決定した者（以下「決定者」という。）は、紙おむつ給付台帳（別記様式第3号）に登録するものとする。

（決定の取消）

第5条 会長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付の決定を取り消すことができる。

（1） 第3条第1項に規定する対象者でなくなったとき。

（2） 死亡したとき。

（3） 社会福祉施設等に入所又は医療機関へ継続して3カ月を超えて入院するに至ったとき。

（4） 給付申請に際し、虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、給付を必要としなくなったと認められるとき。

2 会長は、前項の規定による取消しを行うときは、紙おむつ給付許可取消通知書（別記様式第4号）により当該対象者又はその家族等に通知するものとする。

（不正行為による給付の返還）

第6条 会長は、決定者が、偽りその他不正の行為により給付を受けたときは、その者から当該給付を受けた紙おむつ等の金額に相当する額の全部又は一部を速やかに返還させるものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の社会福祉法人白子町社会福祉協議会紙おむつ給付事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた紙おむつの給付について適用し、施行日前に受けた紙おむつの給付については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の社会福祉法人白子町社会福祉協議会紙おむつ給付事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた紙おむつの給付について適用し、施行日前に受けた紙おむつの給付については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 15 日規程第 3 号）  
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。